

移 管 前 提 工 事
設 計 施 行 指 針

令和 8 年(2026 年)4 月
川崎市上下水道局

目次

第1章 総則

第1節 適用範囲	1-1
第2節 譲渡の基準	1-1
第3節 基本的な移管前提工事の工程	1-5
第4節 工事の施工について	1-6

第2章 手続き

第1節 官公署等への諸手続き	2-1
第2節 給水設計計画	2-1
第3節 移管前提工事の申込み	
1 給水装置工事施行承認申込み	2-2
2 諸納入金の納入	2-3
3 工事工程の打合せ	2-3
4 設計変更	2-4
5 工事の取消し	2-4
6 主任技術者の変更	2-4
7 分岐工事等の確認	2-4
8 新設給水管の洗浄	2-5
9 管路水圧試験	2-5
10 占用工事	2-5
第4節 移管前提工事の完成検査	
1 完成検査書類	2-5
2 手直し	2-6

第5節 無償譲渡の手続き	2-6
--------------	-----

第3章 工事記録写真

1 一般事項	3-1
2 写真撮影箇所	3-1

第4章 設計図及び完成図

第1節 図面の作成	4-1
第2節 図面作成例	4-1
1 完成図例Ⅰ	4-2
2 完成図例Ⅱ	4-4
3 完成図例Ⅲ	4-5
4 完成図例Ⅳ	4-6

付録 参考資料

I 土地使用承諾書	付-1
II 誓約書	付-2
III 自主検査チェックシート	付-3
IV 主任技術者工事検査実施届	付-6
V 譲渡申請書	付-7
VI 移管前提工事関係書類提出確認書	付-8

第1章 総則

第1章 総則

第1節 適用範囲

この指針は、給水装置工事をしようとする者(以下「申込者」という。)が、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)を充てて施行する給水装置工事のうち、口径 75 mm以上 300 mm以下の給水装置工事の完成後に川崎市上下水道局(以下「局」という。)に給水装置を無償譲渡することを前提に行われるもの(以下「移管前提工事」という。)について適用するものである(川崎市水道条例施行規程第 8 条第 1 項第 3 号)。

第2節 譲渡の基準

移管前提工事における給水管(以下「移管前提管」という。)は、次に掲げる「給水管の譲受け基準」及び「移管前提工事における施設基準」を満たし、給水設計計画の回答及び局の指示どおり施行され、必要書類を提出及び提示し、検査に合格することにより、局に譲渡することができる。

給水管の譲受け基準

川崎市上下水道局が給水管を配水施設として譲り受ける場合は、安定給水の確保や適切な維持管理を行なうために次の要件を満たすものとする。

(要件)

- 1 譲受けについては、全て無償とする。
- 2 埋設道路が公道であること。ただし、私道の場合は、次の各号のいずれかに該当する道であり、私道の所有者その他の利害関係人が、無償での土地の使用を承諾すること。
 - (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 4 2 条第 1 項第 3 号に規定する道
 - (2) 建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき特定行政庁から位置の指定を受けた道
 - (3) 建築基準法第 4 2 条第 2 項の規定に基づき特定行政庁が指定した道
- 3 譲り受ける管は、工事完成後 1 年以内のものであること。
- 4 譲り受ける管、手続き等については、別に定める基準や指針等の要件を満たしていること。

(その他)

1 前各項のほか、疑義を生じた場合は、関係課所が別途協議の上、決定する。

附則（平成23年3月29日22川上水設第817号）

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

移管前提工事における施設基準

1 目的

本基準は、川崎市上下水道局（以下「局」という）が移管前提工事における給水管（以下「移管前提管」という）を譲り受けるにあたり、その移管前提管が配水施設として満たすべき施設基準について定めるものである。

2 施設基準

移管前提管の施設基準は、水道法、水道施設の技術的基準を定める省令、川崎市水道条例、同施行規程に基づくほか、「水道施設設計指針（日本水道協会）」、「水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）」及び「水道維持管理指針（日本水道協会）」によるが、時間的に変動する需要量に対する適正な水圧で連続かつ安定的な供給、飲料水として供給可能な水質の保持及び効率的な維持管理の確保ができる施設を構築するために、特に以下の項目を満たさなければならない。

(1) 管網の形成

移管前提管は、需要者に対する安定供給を確保するため、原則管網を形成すること。

(2) 管路口径の決定

移管前提管は、配水施設として最適な管路口径を選択するものとし、管内における過大な滞留時間とならないことや需要者に対する安定供給を確保する口径とすること。

なお、移管前提管の適用口径はφ75mm、φ100mm、φ150mm、φ200mm及びφ300mmとする。

(3) 設計水圧

口径決定の際に必要な設計水圧については、次のとおりとする。

ア 移管前提管から給水管への分岐点における最小動水圧は0.15MPa以上を確保するとともに、消火栓使用時も配水管内の正圧を確保すること。

イ 移管前提管から給水管への分岐点における最大静水圧は0.74MPaを超えないこ

と。

(4) 流量及び水圧の検討

地盤の高低が著しいときは、管内の水圧を適正な範囲に保つため、高低差及び配水ブロックを考慮した配管及び配水分岐を行うものとし、必要に応じて適切な流量及び圧力制御設備を整えること。また、消防水利を考慮した流量を確保できる配水施設とすること。

(5) 付属設備の設置

ア 仕切弁

非常時及び断水等の影響を最小規模に留めるため、管網の構成状況に応じて仕切弁を設置すること。

(ア) 管路分岐部及びその他維持管理上必要となる箇所

(イ) 鉄道の軌道下、河川、幹線道路の横断部等の両端

イ 消火栓の設置

(ア) 消防法「消防水利の基準」に則り設置すること。

(イ) 原則として、100m間隔に設置すること。

(ウ) 口径φ75mm に消火栓を設置する場合、管網形成し、管網一辺の延長 50m以下、1基に限り設置できる。

(エ) 消火栓の設置箇所に関し、消防局と事前に協議すること。

ウ 空気弁、排水弁等の設置

(ア) 管内の排気及び管内水の洗浄作業を円滑に行うため、管網の構成状況、地形等に応じて多排空気弁、急速空気弁、排水弁等を設置すること。

(イ) 行き止まり管末又は仕切弁と仕切弁の間において、消火栓が設置されていない場合は、多排空気弁、排水弁等を設置すること。

エ その他

減圧弁等その他の設備の設置については、管網、地形、水需要等を考慮し、水運用及び維持管理上必要な場合、局の指示に基づき、最も適切なものを適所に配置すること。

(6) 埋設位置及び深さ

公道、私道とも移管前提管の埋設位置は、川崎市道路占用規則等の定めに従うこと。また、舗装厚 13cm 以下の場合は 0.8m 以上とし、舗装厚 15 cm 以上の場合は 1.2 m 以上の深さとすること。

ただし、道路管理者からの指示がある場合は、この限りではない。

(7) 既設給水管

移管前提管を布設する公道及び私道において、既設の給水管が縦断又は横断で占用している場合は、原則当該給水管を新設する移管前提管に付け替えること。

3 占用協議

占用埋設物件として、各種法令等に基づき、当該管理者及び関係機関と協議の上、事前に移管前提管の占用に関する承諾を得るとともに、当該管理者の指示に従うこ

と。

(1) 公道占用の場合は道路管理者、それ以外の場合には当該用地の管理者又は所有者から占用物件に関する許可を得ること。

なお、私道に占用する場合は、別に定める様式を用いて、全ての私道所有者から土地使用承諾書を得ること。

(2) 占用路線に他の占用物件がある場合は、当該占用物件管理者と占用位置及び近接工事に関する協議を行い、その施行の前に承認を得ること。

なお、移管前提管と他の地下埋設物との間隔については、維持管理及び事故防止のため、少なくとも 30cm は確保すること。

(3) 道路上の開削工事を行う際には、管路埋設後における路面復旧に関して、事前に当該管理者と協議を行い、復旧範囲を確認しておくこと。

4 管路材料

移管前提管の管路材料については、「川崎市上下水道局水道工事標準仕様書 第1編 共通編 第3章 水道用配管材料」に基づくものとする。

なお、管種については局の指定する材料を使用すること。

5 その他

この基準に定めるもののほか、局の指示に従うこと。また、別に定める給水設計計画に対する回答を遵守すること。

附則（平成 23 年 3 月 29 日 22 川上水設第 816 号）

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 28 日 25 川上水設第 2531 号）

この改正基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 6 月 26 日 27 川上水設第 225 号）

この改正基準は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 1 月 28 日 30 川上水路第 641 号）

この改正基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 2 月 27 日 31 川上水路第 603 号）

この改正基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正基準は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

※「川崎市上下水道局水道工事標準仕様書(以下「局仕様書」という。)」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

第3節 基本的な移管前提工事の工程

基本計画	調査をもとに設計し、使用材料、工法等を検討する。
↓	
給水設計計画	移管前提工事申込みの前に局と事前協議を行い、その回答を得る。回答内容によっては、基本計画を再検討する場合もある。
↓	
移管前提工事の申込み 設計審査	給水装置工事施行承認申込書に設計図等の必要書類を添付し、サービスセンター給水管理係へ提出して設計審査を受ける。
↓	
諸納入金の納入 工事承認	設計審査及び完成検査手数料を着工前に納入する。納入後、工事の承認がされる。(断水費等の納入は、着手後でもよい。)
↓	
着工	工期の報告をし、工事の事前打合せ後に着工する。
↓	
分岐工事等の確認	分岐工事等確認、断水願を提出する。配水管を断水する工事の場合は、試掘、断水日時等の調整を行う。
↓	
工事記録写真	施行箇所の工事写真撮影を随時行う。
↓	
新設管の洗浄	サービスセンター給水管理係職員立会いのもと、 <u>布</u> 設後の移管前提管の洗浄と水質確認を行う。
↓	
完成検査	主任技術者が完成検査に立ち会う。手直しの指示を受けた場合は、速やかに対応する。
↓	
無償譲渡の手続き	必要書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、譲渡の手続きを行う。
↓	
局による 現地確認・検図等	配水施設としての確認が行われる。図面の手直し等の指示を受けた場合は、速やかに対応する。
↓	
無償譲受の通知	局の譲受け手続きの完了後、申込者へ受領が通知される。

第4節 工事の施工について

工事の施工については、原則として「局仕様書 第2編 水道土木工事編及び附則 1 水道工事施工管理基準」に準じるものとする。

※「局仕様書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

第2章 手続き

第2章 手続き

都市計画法第4条第12項で規定している建築物や特定工作物を建築するために行う、土地の区画形質の変更(「開発行為」という。)の許可が必要となる場合において移管前提工事を行う場合は、「給水装置設計施行指針第2章第2節1 申込前の手続き 2.3.1.3.開発行為等に関する事前協議」を行うこと。

第1節 官公署等への諸手続き

- 1 申込者は、移管前提工事の施行に必要な関係官公署及び他企業への諸手続きを迅速かつ確実に行わなければならない。
- 2 申込者は、移管前提工事に先立ち、掘削位置、工法、交通保安設備、道路復旧材料等の準備について、関係官公署等の当該工事の許可条件、指示事項等を遵守しなければならない。

第2節 給水設計計画

- 1 移管前提工事の申込みの前に、表2-1に示す給水設計計画書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、給水設計計画の事前協議を行うこと。なお、事前協議は、オンライン手続(e-KAWASAKI)からオンラインで申請することができる。
- 2 申込者は、局内での検討結果を回答書により受ける。なお、回答書の写しを給水装置工事施行承認申込書に添付すること。また、オンラインで申請した場合は、オンライン申請で事前協議書の回答書を通知する。

表 2-1 給水設計計画提出書類

	提出書類名	部 数
1	給水設計計画書	2 (正1、副1) ※A3を超える 書類は副4部
2	案内図	
3	平面図(配水管、給水管(口径、延長、弁栓類の旗上げ)、地盤高(標高表示)、給水方式、道路種別が明記されていること	
4	その他必要とする書類	

※「給水設計計画書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>各種申請(オンライン申請と書式のダウンロード)」から閲覧及びダウンロードができる。

第3節 移管前提工事の申込み

1 移管前提工事の申込み

- (1) 移管前提工事の申込みは、表 2-2 に掲げる書類を、サービスセンター給水管理係へ提出すること。
- (2) 移管前提工事の申込みは、オンラインで申請ができる。
オンラインで申請した場合は、オンライン申請で工事の承認を通知する。
- (3) 移管前提工事と同時に他の給水装置を移管前提管から取出し、又は接続する給水装置工事を行う場合は、別に給水装置工事の申込みをすること。
- (4) 移管前提工事の申込み添付する設計図は、第 4 章第 2 節図面作成例を参考に「管路工事完成図作成の手引き」に従い作成すること。なお、「配水管」という表記の部分は、「給水管」と読み替えて作成すること。また、表題欄は、図 2-1 のとおりとする。
※「管路工事完成図作成の手引き」は局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

表 2-2 移管前提工事申込時の提出書類

	提出書類名	部 数	
		小規模占用工事の場合	大規模占用工事の場合
1	給水装置工事施行承認申込書	3(正 1、副 2)	
2	設計図	3(正 1、副 2)	
3	誓約書	1	
4	給水設計計画に関する回答書の写し	1	
5	公道部分を掘削する場合		
	道路占用手続委任書	1	1
	給水装置工事道路占用申込書	3	5
	案内図	3	5
	道水路台帳（写し）	—	5
	その他市長が必要と認める書類		

注)1 副は複写でよい。

2 5 の項目については、該当する場合に提出する。

38mm	5mm	川崎市上下水道局サービス推進部〇〇サービスセンター					
	6mm	工 事 名	生田〇丁目〇〇mm給水管布設工事				
	7mm	工 事 位 置	自：生田〇丁目〇〇番地先				
			至：生田〇丁目〇〇番地先				
	5mm	記 事	移管前提工事：工事内容、位置図、平面図、断面図、				
	5mm	図 番	〇/〇	用 紙	A3判	完成年月日 令和〇年〇月〇日	
	5mm	工 事 番 号	〇〇〇Y〇〇〇〇〇〇				
5mm	設 計 図	施 工 業 者	指定工事事業者名				
		10mm	10mm	7mm	7mm	11mm	18mm
		63mm					

図 2-1 移管前提工事設計図(完成図)表題欄記載例

- ※ 完成図の場合は、表題左下「設計図」を「完成図」とする。
- ※ 工事番号は、工事承認後に通知する。

2 諸納入金の納入

申込者は、設計審査及び完成検査手数料については工事申込みの際、所定の金額を本市に納入しなければならない。断水費等の納入を必要とする場合(工事に伴い配水管を断水する場合のみ)は、当該工事を行う日の1週間前までに納入しなければならない。なお、諸納入金の納入等に関する詳細については、給水装置設計施行指針第2章第2節の1及び第2章第3節の3を参照すること。

3 工事工程の打合せ

(1) 工期の報告

- ア 工事を着手しようとするときは、工事着手日の前日までに工事着手予定日及び工事完成予定日をサービスセンター給水管理係に報告する必要がある。
- イ 工期の報告は、原則として、給水装置工事施行承認申込書の写し(工事承認印のあるものに限る。)に工事着手予定年月日及び工事完成予定年月日をサービスセンター給水管理係に報告するものとする(図 2-2 参照)。
- ウ 工事着手日及び工事完成予定日を変更する場合は、変更後の期日をサービスセンター給水管理係に報告するものとする。
- エ 工期の報告について、オンラインで申請ができる。

予 定 工 期
〇年〇月〇日に工事着手します
〇年〇月〇日に完成予定

図 2-2 工期報告例

(2) 工程の打合せ

工事の工程について、サービスセンター給水管理係職員から詳細について報告を指示された場合や、配水管の断水工事、夜間布設工事等の日程の連絡調整は、別途詳細の工程表を作成するなどにより適宜行うこと。

4 設計変更

(1) 設計変更事項

給水装置設計施行指針第2章第2節4に準ずる。なお、移管前提管の口径や延長、弁栓類の設置の変更等において、局内協議を要すると判断された場合は、給水設計計画が再度必要となる場合があるので局の指示に従うこと。

(2) 設計変更の取扱い

ア 設計変更の申請は変更図面により行うものとする。なお、設計変更を行う場合は再度協議を行うこと。

イ 変更図面上に変更理由、変更内容等を記入すること。

5 工事の取消し

工事を取消す場合は、給水装置設計施行指針第2章第2節4に準ずるものとする。

6 主任技術者の変更

工事承認申請時に届出た主任技術者を変更する場合は、給水装置設計施行指針第2章第2節4に準ずるものとする。

7 分岐工事等の確認

(1) 分岐確認の申込み

分岐工事等をしようとするときは、分岐確認の申込みをする必要がある。

(2) 提出書類

分岐確認の申込みは、次の書類をサービスセンター給水管理係に提出するか、FAX又はオンラインで申請を行う。なお、FAXによる場合は、送信後速やかに電話による連絡を行い、サービスセンター給水管理係が受付けた旨の確認をしなければならない。

ア 分岐工事等確認、断水願(川崎市上下水道局給水装置工事完成検査等実施要領第1号様式)

イ その他局が必要と認めるもの

(3) 提出期限

分岐確認の申込みは、次の期限までにしなければならない。

ア 平日(昼間)施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の2日前(FAX、オンライン申請の場合は当該期日の16時まで)

イ 夜間施工又は休日施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の5日前(FAX、オンライン申請の場合は当該期日の16時まで)

(4) 確認日の変更

分岐工事等の確認希望日を変更する場合は、速やかにサービスセンター給水管理係に連絡しなければならない。

(5) 断水工事を伴う場合

ア 分岐工事等が配水管の断水を必要とするものである場合は、分岐工事等の施行日時については、サービスセンター給水管理係職員が局内関係課所と調整後、指定工事業者に回答する。

※ 局内関係課所との施工時期の調整及び住民広報に日数を要するため、実施するのに1か月以上かかる場合があり、断水工事の申込みは十分に余裕を持って行うこと。

イ 断水工事に先立ち、試掘等により現場の配管状況を確認すること。

8 新設管の洗浄

布設工事が完了した段階で移管前提管の管内洗浄と水質確認を行う必要がある。サービスセンター給水管理係職員立会いのもと現場にて排水するため、事前に日程等調整を行うと同時に現場内作業が安全に行えるように準備すること。

なお、工事内容によっては管内洗浄を複数回行う場合があるので、サービスセンター給水管理係職員の指示によること。

9 管路水圧試験

管内洗浄完了後、水道法第 5 条に規定される施設基準に適合していることを確認するため、管路水圧試験を実施し、水圧試験報告書(品質管理表)をサービスセンター給水管理係に提出すること。試験方法については、水道工事特記仕様書集「水圧試験施工基準特記仕様書」に基づくものとする。(「発注者」・「監督員」は「サービスセンター給水管理係」、「受注者」は「指定工事業者」と読み替える。)

なお、測定時期については、事前にサービスセンター給水管理係と調整をすること。

※「水道工事特記仕様書集」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室>工事標準仕様書」から閲覧及びダウンロードができる。

10 占用工事

占用工事の手続きは「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」に基づいて行うこと。

※「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

第4節 移管前提工事の完成検査

主任技術者は、移管前提工事に使用した材料が「局仕様書 第 1 章第 2 節 2 移管前提工事における施設基準 (4)管路材料」に基づくものであること、施行方法が適切であること、完成図が正確であること等について確認を行った後、完成検査を受けること。

※ 基本的な確認項目については、「付録 IV 自主検査チェックシート」を参考にすること。

1 完成検査書類

工事完成後速やかに給水装置工事完成届に表 2-3 に掲げる書類を添付し、完成検査を受けること。

表 2-3 完成検査提出書類

	提出書類名	部数
1	給水装置工事完成届	1
2	完成図 A3 1/1000	2
3	工事施行承認申込書の写し（工事承認印付）	1
4	主任技術者検査実施届	1
5	継手チェックシート	1
6	水圧試験報告書（品質管理表）	1
7	工事記録写真	1

※この表のほか、材料の仕様確認のための書類の提示を求める場合があるので、工事記録として保存に努めること。また、水管橋や鋼管接合、管防護など特殊な工事の場合は、別途必要書類の提示を求める場合がある。

2 手直し

給水装置工事手直し指示書により指示を受けたものは、速やかに手直しを実施し給水装置工事手直し指示履行書を提出して報告すること。

第5節 無償譲渡の手続き

移管前提工事の完成に際して、表 2-4 に掲げる書類をサービスセンター給水管理係に提出して、移管前提管の無償譲渡の手続きを行うこと。また、書類の提出に伴い移管前提工事関係書類提出確認書を作成し、サービスセンター給水管理係職員の確認を受けること。

移管前提管が公道に布設されている場合は、表 2-4 における 1～4 の書類、私道に布設されている場合は表 2-4 における 1～7 の書類とする。

なお、譲渡の手続きは、オンラインで申請ができる。ただし、表 2-4 の 2「完成図」、4「土地使用承諾書」については、原本の提出を必要とする。

表 2-4 無償譲渡提出書類

	提出書類名	部数
1	移管前提工事関係書類提出確認書	1
2	譲渡申請書	1
3	完成図 A3 1/1000 (用紙は、100g/m ² 以上の良質なもの)	1
4	占用許可書の写し ※国道又は河川敷などに限る	1
5	土地使用承諾書	1
6	登記事項証明書の写し	1
7	公図の写し	1

第3章 工事記録写真

第3章 工事記録写真

申込者は、工事施行に際して必ず工事記録写真を撮影し、工事完成後速やかにサービスセンター給水管理係に提示しなければならない。ただし、局が必要とする場合は、工事中であっても提示すること。なお、公道(市帰属予定道路も含む)においては、別途道路占用手続きのため、「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」を参考に「川崎市道路占用規則」及び「占用工事施行基準」に基づいて撮影を行い、提出すること。

1 一般事項

工事記録写真の撮影方法は、「局仕様書 附則2 水道工事写真管理基準」及び「水圧試験施工基準特記仕様書」に準じて行うこと。

※「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」、「局仕様書 附則2 水道工事写真管理基準」及び「水圧試験施工基準特記仕様書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

2 写真撮影箇所

撮影に際しては、表 4-1 撮影箇所一覧表に準じて実施しなければならない。ただし、規模の大きい工事又は、水管橋や鋼管接合、管防護のように特殊な内容によって局が指示した場合は、その指示によること。

表 4-1 撮影箇所一覧表

工 種	撮影箇所及び内容	撮影時期	撮影頻度	摘 要
不断水取出工	水圧試験状況	試験開始時 試験終了時	試験実施箇所ごと	
管布設工事	土被り及び占用位置	施工中	※40mごと	測定尺を入れ管布設 の位置 (離れ、深さ)
	既設管との連絡配 管状況(不断水連絡 工事を含む)	埋戻前	実施箇所ごと	
ダクティル鋳鉄管 接合工事	接合状況	施工中	※10口に1回	挿し口、受け口の清掃 継手用滑材の塗布 接合作業等
仕切弁設置工	設置状況	施工中	実施箇所ごと	弁、筐類の設置状況
消火栓設置工	〃	〃	〃	栓、筐類の設置状況
空気弁設置工	〃	〃	〃	弁、筐類の設置状況
排水設備設置工	設置状況	施工中	実施箇所ごと	弁、筐類の設置状況
防食用ポリエチレ ンスリーブ被覆工	被覆状況	被覆後	※40mごと	固定箇所
管明示工	明示テープ巻付状況	巻付後	〃	
	管明示シート敷設 状況	敷設後	〃	
埋戻し工	埋戻し状況	施工中	※実施箇所ごと 又は40mごと	各層ごとに
	突き固め状況	〃	〃	
支障物件	支障物件の位置	施工中	実施箇所ごと	
	寸法及び処理状況			

注) 表中※印欄の工種の距離、口数が撮影頻度に満たない場合は、それぞれ1回撮影すること。

第4章 設計図及び完成図

第4章 設計図及び完成図

第1節 図面の作成

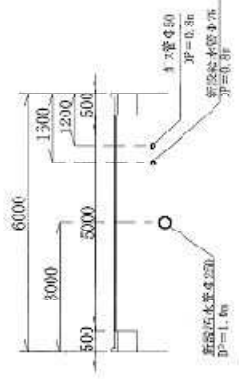
設計図及び完成図の作成については、第 2 節の図面作成例を参考に「管路工事完成図作成の手引き」及び「別冊オフセット図作成基準」に従い作成すること。なお、「配水管」という表記の部分については、「給水管」と読み替えて作成すること。また、図面表題欄については、本施行指針第 2 章の図 2-1 を参照すること。

※「管路工事完成図作成の手引き」等は、局ウェブサイトの「事業者の方へ>給水装置関連>給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

第2節 図面作成例

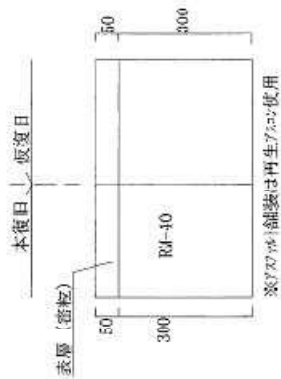
①-①
②-②
③-③

断面図 S=1/100

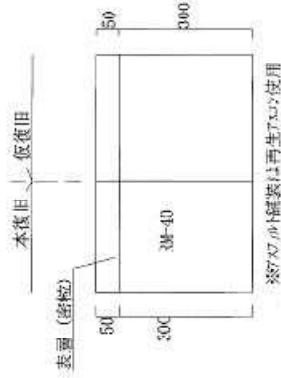


舗装構成図 S=1/60

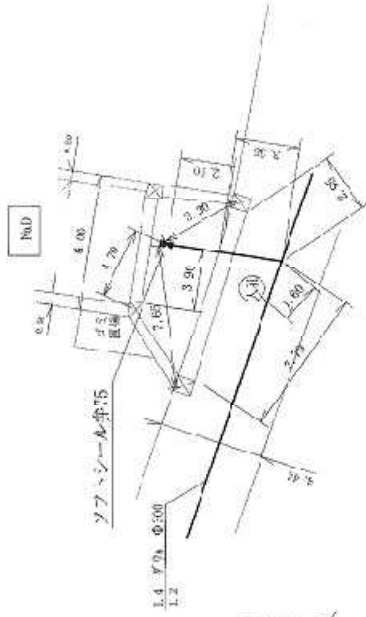
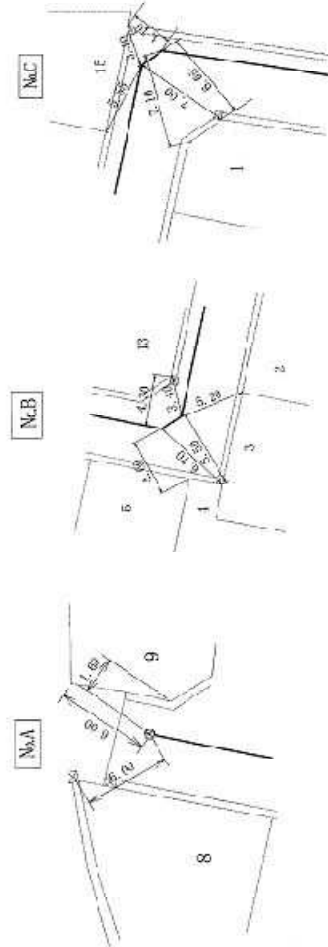
アスコン 5cm(市道)



アスコン 5cm(市県属予定道路)



オフセット図



上下水道向リーボス推進部 〇リーボスセンター	
工事名	高石〇〇E旧給水配管工事
工事概要	所在区高石〇〇TBC〇番地先
監事	村野野村工務、橋野田、T.M.田、橋野成田
図番	R/E1 図 概 略 図 図 号 107.00.00
工 号	4.3 Y.000000
完 成 日	〇〇〇〇〇〇

付録 参考資料

I 土地使用承諾書

土 地 使 用 承 諾 書

_____年____月____日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

住 所 _____

氏名・名称及び代表者名 _____

自署できない場合は記名押印してください

給水管を移管譲渡するに当たり、私が所有する末尾記載の土地（道路部分）に関し、次のことを了承します。

1. 配水管として移管譲渡後その道路上に工作物等を設置し、配水管の維持管理に支障をきたすことをしないこと。
2. 配水管布設用地を他人に譲渡する場合は、譲受人に上下水道局所有の配水管が布設されていることを説明するとともに譲受人の土地使用承諾書を提出すること。
3. 配水管占用料は無料とすること。

所 在 地 _____

地 番 _____

地 積 _____

Ⅱ 誓約書

誓 約 書

川崎市 区 町 丁目 番地先の給水装置工事は、貴局の指導に基づき施工し、道路部分の給水装置については、工事完成時点で貴局に無償譲渡いたします。

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

_____年____月____日

給水装置工事申込者

住 所 _____

氏名・名称及び代表者名 _____

電 話 _____

Ⅲ 自主検査チェックシート(移管前提工事前)

自主検査チェックシート

(移管前提工事前)

確認項目	検査内容	チェック
案内図	<ul style="list-style-type: none"> 案内図に水道配管図（縮尺1／10000）が使用されており、枠外上段に図番（ページ番号）、枠内に水道配管図記載の図郭線（メッシュ線）ならびに図番（メッシュ名称及び番号）が記入されていること。 工事箇所が引き出し線を用いた旗上げにより明示されていること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
平面図	<ul style="list-style-type: none"> 方位が記入されていること。 移管前提給水管及び弁栓類等が正しい位置に所定の記号を用いて記入されていること。 弁栓類、T字管、取り出しに用いたフランジ付きT字管、片落管等の口径、名称が旗上げにより明示されていること。 移管前提給水管の管種、口径、布設延長（実測水平延長）布設位置及び付属設備の位置等が記入されていること。 道路の区別（国道、県道、市道等）、名称、舗装種別、河川名称（流水方向含む）、町丁名、地番（住居番号）、主要な施設、鉄道、家屋名等が記入されていること。 始点、終点、弁、栓、曲管及び分岐部のオフセットが記入されていること。 平面図と配管図が整合していること。 工事内容表は平面図で記した内容にしたがって、配管の名称、口径、延長又は数量が記入されていること。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
配管図	<ul style="list-style-type: none"> 工事始点から終点までの配管状況を、所定の記号を用いて、使用品名、管種、口径、数量、及び曲管の使用状態等が旗上げにより明示されていること。 	<input type="checkbox"/>
横断面図	<ul style="list-style-type: none"> 水道管及び他企業の埋設管についての名称、形状寸法、占用位置、土被り等が路線ごとに1箇所以上記入されていること。 	<input type="checkbox"/>
標準復旧断面図	<ul style="list-style-type: none"> 復旧道路構造について、その材質、寸法等が記入されていること。 	<input type="checkbox"/>

自主検査チェックシート

(移管前提工事用)

検査種別及び検査項目		検査内容	チェック
管 布 設 等 の 検 査	オフセット	・ 正確に測定されていること。	<input type="checkbox"/>
	埋設深さ	・ 所定の深さが確保されていること。	<input type="checkbox"/>
	埋め戻し	・ 布設管直上 30 cm 程度までは山砂が使用されていること。	<input type="checkbox"/>
	管延長	・ 現地と完成図面が整合していること。	<input type="checkbox"/>
	弁・栓及び筐類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火栓・排水弁・多排空気弁のカップリング位置(h)が GL-200mm±50mm であること。 ・ 補修弁(レバー式ボール弁)は上側が GF 形フランジであること。 ・ 仕切弁等のスピンドル位置(a)が弁類の芯から管軸方向に±30mm、管直角方向±30mm であること。 ・ 沈下、傾斜及びハンドルの軸の偏心が生じていないこと。 ・ 車の進行方向と逆に蓋が開くように据え付けてあること。 ・ 据付け高さが地盤高さと同じになっていること。 ・ 本復旧舗装後に、鉄蓋チップ(種別「配」・口径「●●」)が正しく設置されていること。 	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>
接合	・ 適切な接合がなされていること。	<input type="checkbox"/>	
管明示テープ	・ 布設管に管明示テープが巻き付けられていること。	<input type="checkbox"/>	
ポリエチレンスリーブ	・ 布設管にポリエチレンスリーブが被覆されていること。	<input type="checkbox"/>	
管明示シート	・ 管明示シートが布設管天端の上部より 30 cm の位置に敷き込まれていること。	<input type="checkbox"/>	

検査項目	検査内容	チェック
その他の検査等 (上記チェック項目にないもので、主任技術者が実施すべきであると判断したもの)	・	<input type="checkbox"/>
	・	<input type="checkbox"/>
	・	<input type="checkbox"/>

IV 主任技術者工事検査実施届

主任技術者工事検査実施届

_____年____月____日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

次の移管前提工事について、以下項目についての確認をしたので届け出ます。

工事番号		確認日	年 月 日
工事場所	区		
指定工事業者	指定番号 事業者名		
主任技術者	免状交付番号 氏 名		
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移管前提工事における施設基準に適合していること ・ 継手チェックシート等で施工管理を適正に行っていること ・ 完成図が作成基準に則り正確に表されていること ・ 完成図が現地と相違ないこと ・ 弁及び栓類の操作が支障なく行えること ・ 弁及び栓筐の据付けが適正であること ・ 局指定の管路材料が使用されていること ・ 工事記録写真が規定の箇所、頻度で撮影されていること ・ 工事記録写真が適正に整理されていること 		

V 譲渡申請書

譲 渡 申 請 書

_____年____月____日

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

給水装置工事申込者

住 所 _____

氏名・名称及び代表者名 _____

次の給水管を無償譲渡したいので申請します。

1. 所在地 (団地等の場合は最も若い番地)

2. 種別ごとの口径、数量及び工事費

(管類) _____ mm _____ m _____ 円

(弁類) _____ mm _____ 基 _____ 円

(栓類) _____ mm _____ 箇 _____ 円

3. 工事費 (布設当時の工事費)

_____ 円

4. 布設年月日

_____年____月____日

5. 連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____



移管前提工事関係書類提出確認書

年 月 日

(宛先) サービスセンター所長

受 付 番 号
工 事 場 所
給水装置工事申込者

下記の移管前提工事に関する書類を引渡します。

工事施行者

	提 出 書 類 名	部 数	局確認欄
1	譲渡申請書	1	<input type="checkbox"/>
2	完成図 A3 1/1000	1	<input type="checkbox"/>
3	占用許可書の写し	1	<input type="checkbox"/>
4	土地使用承諾書	1	<input type="checkbox"/>
5	登記事項証明書の写し	1	<input type="checkbox"/>
6	公図の写し	1	<input type="checkbox"/>

※上記 3 の書類については国道又は河川敷などに限る。

※上記 4～6 の書類については私道に布設されている場合に限る。

上記の移管前提工事に関する書類を受領しました。

年 月 日
サービスセンター給水管理係

移 管 前 提 工 事
設 計 施 行 指 針

平成17年(2005年) 8月

平成18年(2006年) 4月

平成23年(2011年) 7月

平成25年(2013年) 4月

平成27年(2015年) 4月

平成28年(2016年) 4月

平成29年(2017年)10月

平成30年(2018年) 4月

平成31年(2019年) 4月

令和 2年(2020年) 4月

令和 3年(2021年) 4月

令和 4年(2022年) 5月

令和 5年(2023年) 4月

令和 6年(2024年) 4月

令和 7年(2025年) 4月

令和 8年(2026年) 4月1日発行
